

帝京科学大学学術リポジトリ運用指針

平成27年11月11日
附属図書館長制定

(趣旨)

1. この指針は、帝京科学大学（以下「本学」という）において運用する学術リポジトリ（以下「リポジトリ」）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

2. 指針において「リポジトリ」とは、本学の教育研究活動において作成された研究成果を電子的な形態によって収集し、恒久的に蓄積・保存し、インターネット上で学内外に発信、無償で公開することによって、本学の学術研究・教育活動の発展に資すると共に社会に貢献することを目的とするシステムをいう。

(管理・運用)

3. リポジトリの管理・運用は附属図書館において行うものとする。

(登録者)

4. リポジトリに研究成果を登録できる者（以下「登録者」という）は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在職・在学し、又は在職・在学した教職員及び学生。
 - (2) 第1号に掲げる者を構成員に含む団体。
 - (3) その他、附属図書館長が適当と認めた者。

(登録対象)

5. リポジトリに登録できる研究成果は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的な研究成果であること。
 - (2) 登録者が作成もしくは作成に関わったもの、または本学においてその主要な部分が作成されたもの。
 - (3) 電子的フォーマットで作成され、かつネットワークを通じて配信できること。
 - (4) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないこと。
 - (5) その他、公開することによって問題が生じないものであること。

(登録手続)

6. 研究成果の登録を希望する登録者は、「許諾書」（様式-1）及び「許諾書」裏面「帝京科学大学機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」を確認の上、「許諾書」を

附属図書館長に提出するものとする。

(研究成果の著作権)

7. リポジトリに登録された研究成果の著作権は、図書館に移転されることなく著作権者に帰属する。

(研究成果の利用)

8. 附属図書館は、次の各号に掲げる方法により、登録された研究成果を利用する。

- (1) 当該研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じ前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。
- (3) 公開した研究成果を利用する者に対し、著作権、知的財産権及び個人情報に係る法令を遵守するよう周知する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

(削除)

9. リポジトリに登録した研究成果は、次の各号に掲げる場合に削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行った場合。
- (2) 社会的にみて内容が著しく不適切であると附属図書館長が判断した場合。
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

10. リポジトリでの研究成果の登録・公開あるいは、利用によって生じた損害について、附属図書館はその責任を負わない。

(その他)

11. この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

附 則

この指針は、平成27年11月11日から施行する。